平成２１年（フ）第３０４号
長崎県佐世保市石坂町199番地16
債務者　鍬取三喜雄
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３０５号
長崎県佐世保市石坂町199番地16
債務者　鍬取香代子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
長崎県佐世保市指方町3452番地
債務者　瀬戸　　宏
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
長崎県佐世保市大宮町45番６号、旧住所長崎県佐世保市松川町18番43号　リゾートイン松川105
債務者　落合　綾子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１８６５９号
東京都大田区仲六郷４丁目17―８―308
債務者　高木　恵子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９０５号
東京都豊島区池袋本町１丁目34―５―302
債務者　中島　綾子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９１７号
千葉県浦安市堀江１丁目24―41―101
債務者　中坊　慶之
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５４号
青森市篠田２丁目14番４号　たくみ荘５号
債務者　太田　幸彦
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７７号
東京都東久留米市前沢５丁目26番６号グレイス滝山201
債務者　中村　順子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５５１号
青森市久須志４丁目25番２号　石沢米店２階
債務者　沼田　智教
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５２号
青森市久須志４丁目25番２号　石沢米店２階
債務者　沼田比査子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
岡山県久米郡美咲町打穴上2093番地
債務者　石坂　昌子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１５６号
岡山県勝田郡奈義町高円1731番地１
債務者　岡本　克美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時40分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１５７号
岡山県真庭市湯原温泉430番地１、住民票上の住所岡山県真庭市湯原温泉431番地１
債務者　本庄　修二
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第５２４号
青森市幸畑１丁目９番12号
債務者　笠原　正希
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３２号
青森市浜館４丁目１番地１
債務者　工藤　祐介
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係